

保証金の納付に代えて提供させる担保に関する規程

(最終改正 平成20年9月10日)

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号)。(以下「規則」という。)に定める入札及び契約の保証金の納付に代えて提供させることができる担保について必要な事項を定めるものとする。

(市長が確実と認める担保)

第2条 規則第5条第2項第4号(規則第25条第5項において準用する場合を含む。)に規定する市長が確実と認める担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 規則第5条第2項第2号に規定するものを除くほか、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社法(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券(以下「公社債」という。)
 - (2) 市長が確実と認める社債
 - (3) 銀行、株式会社商工組合中央金庫又は農林中央金庫の発行する債券(以下「金融債」という。)
 - (4) 市長が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。))をいう。以下同じ。)が振出し又は支払保証をした小切手
 - (5) 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- 2 契約保証金に代わるべき担保について、契約の性質又は目的により前項に定める担保により難しいときは、別に市長の定めるところによる。

(担保の評価)

第3条 規則第5条第2項第1号から第3号まで(規則第25条第5項において準用する場合を含む。)、規則第25条第6項各号及び前条第1項各号に掲げる担保(以下「担保」という。)の評価は、次に掲げるところによる。

- (1) 国債、地方債、政府の保証のある債権、公社債、市長が確実と認める社債及び金融債は、額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額とする。
 - (2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証をした小切手は、小切手金額とする。
 - (3) 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権は、当該債権証書に記載された債権金額とする。
 - (4) 銀行若しくは金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証は、その保証する金額とする。
- 2 前条第2項の担保の評価は、その都度市長が定める。

(担保の提供に必要な書類)

第4条 担保を提供するときは、その担保の内容により、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 担保物件差入額
- (2) 登録債券については、担保権設定登録済証並びに登録の変更及び抹消に関する一切の行為を委任した委任状
- (3) 定期預金債権については、当該債権に質権の設定をし、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は市長が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面
- (4) 前各号のほか、市長が必要と認めるもの

付 則

- 1 この規程は、昭和39年9月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に入札保証金または契約保証金に代わる担保として提供されている担保については、この規程による担保とみなす。

付 則 (昭和57年1月4日告示第2号)

この告示は、昭和57年1月4日から施行する。

付 則 (昭和60年4月1日告示第87号)

この告示は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (平成元年9月1日告示第260号)

この告示は、平成元年9月1日から施行する。

付 則 (平成8年8月8日告示第274号)

この告示は、平成8年10月1日から施行する。

付 則 (平成19年2月6日告示第53号)

この告示は、平成19年2月6日から施行する。

付 則 (平成20年9月10日告示第353号)

この告示は、平成20年10月1日から施行する。